

別表

1 岡山県青少年健全育成条例

番号	違反事項	関係条項	量定	基準期間
1	利用カードの販売の届出違反	条例第16条の2第1項、第35条第4項第2号	3日～20日	10日
2	利用カードの販売の届出事項等変更届出違反	条例第16条の2第2項、第35条第4項第2号	3日～20日	10日
3	利用カード販売所への青少年の購入禁止表示違反	条例第16条の2第3項、第35条第4項第3号	3日～20日	10日
4	利用カード自動販売機への届出事項表示違反	条例第16条の2第4項、第35条第4項第3号	3日～20日	10日
5	利用カード自動販売機への届出変更事項表示違反	条例第16条の2第5項、第35条第4項第3号	3日～20日	10日
6	自動販売機への利用カード収納禁止違反	条例第16条の3第1項、第35条第3項第1号	5日～30日	14日
7	措置命令（利用カードの除去等）違反	条例第16条の3第2項、第35条第3項第2号	5日～30日	14日
8	青少年に対する利用カードの販売等禁止違反	条例第16条の4第1項、第35条第3項第1号	5日～30日	14日
9	措置命令（客への周知義務）違反	条例第16条の4第3項、第35条第3項第2号	5日～30日	14日
10	利用カードの販売に係る広告及び宣伝禁止違反	条例第17条第2項（第3号（青少年に対するビラ等の頒布に限る）又は第5号に係るものに限る。）、第35条第3項第1号	5日～30日	14日
11	利用カード販売者に対するビラ等の頒布の中止命令違反及び措置命令（広告物の除去等）違反	条例第17条第3項、第35条第3項第2号	5日～30日	14日
12	利用カード販売者に対する措置命令（広告物の除去等）違反	条例第17条第4項、第35条第3項第2号	5日～30日	14日
13	立入りの拒否、妨害、忌避等違反	条例第32条第1項、第35条第4項第4号	3日～20日	10日

2 他の法令違反

番号	違反事項	関係条項	量定	基準期間
14	刑法第175条の罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）		30日～180日	60日
15	売春防止法第2章に規定する罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）		30日～180日	60日
16	児童買春、児童ポルノ法に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為		30日～180日	60日